

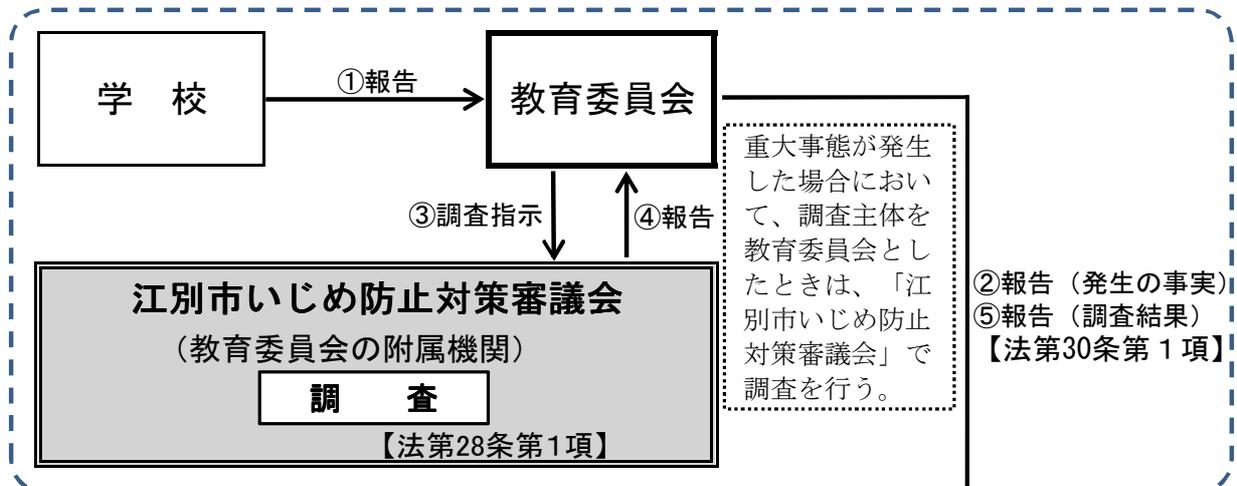
## いじめの「重大事態」発生時の対応

## いじめの「重大事態」発生

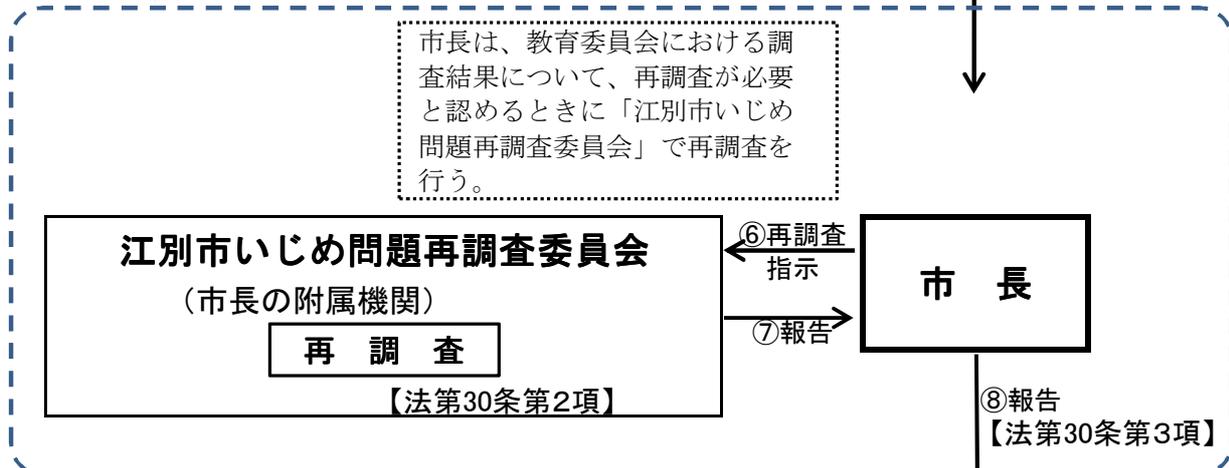
- ・ いじめにより学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・ いじめにより学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第28条第1項】

## &lt;教育委員会&gt;



## &lt;市長&gt;



## &lt;市議会&gt;

市長は、再調査を行った場合、調査結果を市議会に報告する。

